



- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報
:食品期限表示の設定のためのガイドライン
- B【シリーズ】 食品表示案内 第22講 追補
:条例の表示について
- C【コラム】 ちょっと深く、考える
:香辛料の表示ルールについて

【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆第4回「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の見直し検討会が2025年2月4日に開催されました。

平成17年に厚生労働省及び農林水産省が策定した「食品期限表示の設定のためのガイドライン」を期限表示の設定根拠や安全係数の設定等の実態を調査し、検討会において、食品ロス削減の観点から見直されました。令和7年2月7日から同年3月10日までパブリックコメントの募集がされています。

策定から20年が経過した本ガイドラインについて、事業者の期限表示策定や食品ロス削減の取組の実態調査と海外における期限表示制度も踏まえ、食品ロス削減の観点と、食品の安全性の確保に関する国際的動向に配慮しつつ科学的知見に基づく観点から、見直されました。

■主たる見直しの方向性

■ 消費期限／賞味期限

一定の日数ではなく、食品表示基準第2条で規定する用語の定義に基づき設定することを記載し、平成7年厚生省通知及び農林水産省通知に記載されていた消費期限と賞味期限を「5日」で振り分ける考え方は現在なくなっていることを記載する。

■ 安全係数

Q&Aにある目安「0.8以上」を削除し、食品の特性に応じて、できるだけ1に近い適切な安全係数の設定を促す。

消費者庁HPの情報から作成

※続きはPage 1-2 (会員) で記載しています。

第22講 条例の表示について 追補

■ 調理冷凍食品に表示すべき内容として、条例で「原材料配合割合」と「原料原産地名」と「使用上の注意」があります。「原料原産地名」は東京都のみですが、「原材料配合割合」は東京都、神奈川県、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市の7自治体で定められています。なお、「使用方法」は京都市、大阪市、神戸市の3自治体で定められています。

また、(一社)日本冷凍食品協会は昭和44年に発足し、その翌年には「冷凍食品の品質・衛生指導要綱」「確認工場認定」という形で冷凍食品の認定制度がスタートしました。旧来の「冷凍食品の品質・衛生についての自主的指導基準」において、JAS品目以外の商品名を「かにピザ」とする場合は「原材料配合割合 かに5.5% (仕込時)」と表示するルールがその当時から定められていました。東京都においては昭和52年に冷凍食品の表示すべき事項が指定されていることから、その時期に「原材料配合割合」のルールあったと推察します。また、「原料原産地名」は平成20年(2008年)の外国冷凍餃子事件をきっかけに同年、都条例の改正がされました。同時期に冷凍食品協会の「自主的指導基準」も改正されています。

なお、東京都の対象商品は日本標準商品分類の酪農製品のアイスクリーム類、農産加工食品の菓子類を冷凍したものは対象外です。

■ 神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準(令和元年6月18日告示第80号改正)

対象商品は食品表示基準で定められている調理冷凍食品を除く包装された調理冷凍食品です。表示事項は商品名に原材料の一部の名称が付された商品に「原材料配合割合」を表示します。表示の方法に関して、原材料配合割合は、名称が付された当該原材料の仕込み時の標準配合割合を%の単位で単位名を明記して表示します。ただし、標準配合割合を表示することが困難なものは、その表示を省略できます。

※続きはPage 2-2(会員)で記載しています。

■現在の香辛料についての横断的な表示ルールが一部、4月からQ&Aで2%超の運用が変更される予定です。

＜食品表示基準第3条 抜粋＞

香辛料及び香辛料エキス(既存添加物名簿に掲げる添加物に該当するもの(香辛料抽出物等)を除き、原材料に占める重量の割合が2%以下のものに限る。)

(現行は2%以下の場合)
香辛料又は混合香辛料と表示可

- ① 全ての個別の香辛料名を表示する。
(香辛料でまとめ書きし、括弧書きの中に、全ての個別の香辛料名を表示することもできる。)
- ② 合算して2%以下の場合は、香辛料と括って表示することができる。
- ③ 合算して2%を超える場合は、香辛料と括って表示することができず、全ての個別の香辛料名を表示する。

- ① 例:「ターメリック、コリアンダー、カルダモン、クミン」又は「香辛料(ターメリック、コリアンダー、カルダモン、クミン)」
- ② 合算して2%以下の場合は、「香辛料」
- ③ 合算して2%を超える場合は、「ターメリック、コリアンダー、カルダモン、クミン」又は「香辛料(ターメリック、コリアンダー、カルダモン、クミン)」

■変更案

■合算して2%を超える場合は、香辛料でまとめ書きし、配合割合の低いものから足し合わせて、2%以下は「その他香辛料」と括って表示することができる。

例: 香辛料(ターメリック、…、その他香辛料)

消費者庁HPから作成

※ 続きはPage 3-2 (会員) で記載しています。

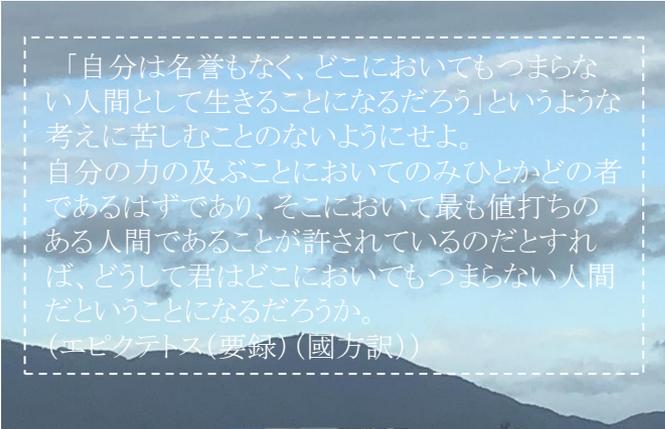
A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。

2025年(令和7年)も実務に役立つ基本となる情報を発信してまいります。引き続きご覧くだされば幸甚です。

月刊 こう食品法令 【2025年 2月号】



「自分は名誉もなく、どこにおいてもつまらない人間として生きることになるだろう」というような考えに苦しむことのないようにせよ。
自分の力の及ぶことにおいてのみひとかどの者であるはずであり、そこにおいて最も値打ちのある人間であることが許されているのだとすれば、どうして君はどこにおいてもつまらない人間だということになるだろうか。
(エピクテトス(要録)(國方訳))

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。